

消防の動き



2014
3
No.515

- 消防団の充実強化に関する消防庁の取組について
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正について



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

消防団の充実強化に関する 消防庁の取組について 4

特報2

地方公共団体の手数料の標準に 関する政令一部改正について 9

平成26年3月号 No.515

巻頭言 経験していない世代にいかにか伝えるか (消防大学校長 満田 誉)

Report

平成25年版救急・救助の現況 11
平成25年(1月~9月)における火災の概要(概数) 14

TOPICS

第27次消防審議会を開催 16
「南海トラフ巨大地震」を想定した消防庁図上訓練の実施概要 18
第18回防災まちづくり大賞表彰式 20
全国救急隊員シンポジウムを北九州市で開催 22
平成25年台風第26号による伊豆大島の災害への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰等 23

緊急消防援助隊情報

平成25年度地域ブロック合同訓練の実施結果について 25

先進事例紹介~消防の広域化

神奈川県 小田原市消防本部「安心して暮らせる地域づくり」を目指して 27

先進事例紹介

松山市型・消防団員確保への取組(愛媛県 松山市消防団) 29

消防通信~望楼

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部(埼玉県)/恵那市消防本部(岐阜県)/枚方寝屋川消防組合消防本部(大阪府)/泉州南広域消防本部(大阪府) 31

消防大学校だより

違反是正特別講習(第1回) 32
上級幹部科(第77期) 33

報道発表等

最近の報道発表について(平成26年1月26日~平成26年2月25日) 34

通知等

最近の通知 35
広報テーマ(3月分・4月分) 35

お知らせ

少年消防クラブ活動に参加しませんか 36
一般公開のお知らせ 37



表紙 本号掲載記事より

経験していない世代に いかに伝えるか



消防大学校長 満田 誉

1月1日付けで消防大学校長を拜命しました。よろしくお願いいたします。

世代の違いを意識したのは、もう10年以上も前。ある県で地方空港業務の責任者だったときです。乗ったことのある航空機の話になり、L-1011（トライスター）をあげたところ、課員には搭乗経験者ゼロ。日本、特に地方のジェット機化・大型化を支え航空史に残る重要な機材であるとか、ロッキード社が製造した高性能で小粋な3発機と説明しても、まったくぴんとこない顔をされました。10年一世代と勘定するなら、まさに一世代違うかどうかの方々でも、共通の経験がなければ理解を得にくいのだと感じました。

では、今、一般の20歳代の方に、「池之坊満月城」「千日デパートビル」「北陸トンネル」「静岡駅前地下街」という4つの単語から何を連想するか聞いてみても、おそらく正解率は低いでしょう。こうした大火災の多くは、当時、テレビで生中継され、筆者の場合、恐怖とともに記憶に刻まれています。が、そうでない方々には、災害史という知識でしかないのです。

昨年は高齢者グループホーム、有床診療所や花火大会で火災が発生し、それへの対策を講じているところで、今も日常のあらゆる場面は火災や災害のリスクにさらされていることは銘記しなければならないのですが、消防に従事する皆様のお力で、安全のための基準や設備をひとつひとつ積み上げ（ハード面）、違反是正指導・防火管理体制等運用面でも不断の努力をしてきたこと（ソフト面）により、安全が確保されてきていることも事実です。そして若い世代の方々が増えるにつれ、上記のような大火災の事例について経験や感覚を共有することが難しくなっていることも事実です。

そこで、再現した火災現場を体験していただき、そこでベテランの経験を伝え、ひいては大火災についても各自考察してもらうという、「伝える努力」をしていかなければならないと考えます。本紙の「消防大学だより」の欄でも何回か取り上げましたが、消防大学では平成25年度から実火災体験型訓練（ホット・トレーニング）を導入しました。これは、学校の一角にコンテナ等から成る施設を設置し、その内部で木製パレット（木くず）を燃焼させ、実火災を体験する訓練です。全国ではまだ導入事例が少ない（東京消防庁と2県）施設です。研修生はコンテナ内に進入しますが、防火衣等を完全着装し空気呼吸器を背負って進入します。内容としてはまず、コンテナ外での注水訓練があります。燃焼室の温度を確認する訓練（環境測定注水）、フラッシュオーバー発生を回避し、また脱出時間をかせぐための注水訓練（スポット注水）、フラッシュオーバー発生を回避するための注水訓練（ペンシリング）を行います。次に、コンテナ内部での訓練です。熱気の体験、中性帯の発生までの確認、フラッシュオーバー発生直前の現象（ロールオーバー）の確認、そして中性帯を崩したときどうなるかの体験等を行います。

消防大学は、これからも研修を充実強化し、「伝える努力」をしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

消防団の充実強化に関する消防庁の取組について

防災課

1 はじめに

消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化等について強力に取り組んでいるところです。地方公務員、日本郵便職員に対する働きかけ、女性・大学生など幅広い層への入団促進に取り組んでいるとともに、事業者の協力を得るために消防団協力事業所表示制度の普及に努めており、この度、全国消防団大会を開催し、消防団員が増加した消防団等に対し初めての、総務大臣感謝状の贈呈などを行いました。

また、消防団の装備については、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品や救助活動用資機材の充実を図るため、装備基準を改正し、地方交付税を大幅に引き上げることとしています。

2 全国消防団大会

平成26年2月17日、消防団員数が増加するなど、地域防災力の向上に貢献した消防団に対し、初めて、総務大臣からの感謝状を贈呈するとともに、消防団等地域活動表彰式、防災功労者消防庁長官表彰式、消防庁消防団協力事業所表示証交付式や、現役消防団員による意見発表会、事業所等による入団促進事例発表を行いました。

(1) 総務大臣感謝状贈呈式

消防団員数が増加するなど、地域防災力の向上に貢献した22団体に対して、関口副大臣より総務大臣感謝状を贈呈しました。

- ・北海道 長万部町消防団
- ・福島県 泉崎村消防団
- ・埼玉県 吉川市消防団
- ・埼玉県 神川町消防団



関口昌一副大臣挨拶



総務大臣感謝状贈呈式

- ・千葉県 銚子市消防団
- ・東京都 檜原村消防団
- ・東京都 大島町消防団
- ・東京都 八丈島消防団
- ・愛知県 田原市消防団
- ・愛知県 大口町消防団
- ・愛知県 東栄町消防団
- ・岐阜県 郡上市消防団
- ・滋賀県 栗東市消防団
- ・和歌山県 和歌山市消防団
- ・奈良県 五條市消防団
- ・奈良県 生駒市消防団
- ・愛媛県 松山市消防団
- ・愛媛県 八幡浜市消防団
- ・高知県 土佐町消防団
- ・熊本県 天草市消防団

- ・宮崎県 都城市消防団
- ・鹿児島 県枕崎市消防団

(2) 消防庁消防団協力事業所表示証交付式

消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所として、秋田県のコマツ建設株式会社や、東京都の株式会社船清を始め73団体に消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付しました。

(3) 消防団等地域活動表彰式

○消防団表彰

災害時を除く平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与するとともに、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団20団体を表彰しました。

- ・北海道 美唄市消防団
- ・群馬県 大泉町消防団
- ・埼玉県 行田市消防団
- ・東京都 八丈町消防団
- ・東京都 目黒消防団
- ・福井県 敦賀美方消防組合
三方消防団
- ・長野県 高山村消防団
- ・長野県 小谷村消防団
- ・岐阜県 北方町消防団
- ・静岡県 湖西市消防団
- ・滋賀県 日野町消防団
- ・大阪府 泉佐野市消防団
- ・奈良県 生駒市消防団
- ・和歌山県 和歌山市消防団
- ・徳島県 阿南市消防団
- ・香川県 坂出市消防団
- ・福岡県 大任町消防団
- ・福岡県 古賀市消防団
- ・佐賀県 江北町消防団
- ・鹿児島県 長島町消防団

○事業所表彰

消防団活動へ特に深い理解や協力を示すことにより、地域防災力の向上に寄与している事業所等、及び団員確保に貢献している事業所等15団体を表彰しました。

- ・宮城県 寺嶋建設工業株式会社
- ・秋田県 ハタリキ株式会社
- ・山形県 エムテックスマツムラ株式会社
本社/天童事業所
- ・群馬県 須田建設株式会社
- ・東京都 株式会社 ヨシダ防災設備
- ・新潟県 株式会社 タナベ
- ・長野県 共和アスコン株式会社
- ・岐阜県 大宗土建株式会社

- ・静岡県 井川森林組合
- ・京都府 株式会社 積進
- ・徳島県 株式会社 田村組
- ・愛媛県 えひめ中央農業協同組合
- ・高知県 岩井建設株式会社
- ・長崎県 株式会社 ダイコウ建設
- ・鹿児島県 株式会社 野添土木

(4) 防災功労者消防庁長官表彰式

自然災害、大規模災害等の活動において、顕著な功績が認められる消防団22団体を表彰しました。

- ・岩手県 雫石町消防団
- ・岩手県 紫波町消防団
- ・岩手県 矢巾町消防団
- ・山形県 白鷹町消防団
- ・埼玉県 熊谷市消防団
- ・埼玉県 越谷市消防団
- ・千葉県 長生郡市広域市町村圏組合消防団
- ・東京都 大島町消防団
- ・福井県 敦賀美方消防組合三方消防団
- ・福井県 若狭消防組合小浜消防団
- ・静岡県 西伊豆町消防団
- ・三重県 伊賀市消防団
- ・滋賀県 栗東市消防団
- ・滋賀県 高島市消防団
- ・滋賀県 大津市消防団
- ・奈良県 五條市消防団
- ・奈良県 黒滝村消防団
- ・奈良県 天川村消防団
- ・奈良県 野迫川村消防団
- ・奈良県 十津川村消防団
- ・奈良県 川上村消防団
- ・山口県 山口市消防団

(5) 全国消防団員意見発表会

各地域で活躍する10人の若手・中堅消防団員が消防団活動に関する課題等について意見発表を行いました。

- ・埼玉県 比企広域市町村圏組合小川消防団
高瀬 亜沙美〈最優秀賞〉
- ・静岡県 浜松市消防団 鈴木 晃次〈優秀賞〉
- ・岐阜県 各務原市消防団 杉浦 直樹〈優秀賞〉
- ・秋田県 秋田市消防団 工藤 徳子
- ・福島県 南相馬市消防団 塩 丈浩
- ・群馬県 高崎市消防団 木下 裕磨
- ・奈良県 橿原市消防団 西薮 公志
- ・和歌山県 太地町消防団 森本 直樹
- ・広島県 安芸太田町消防団 栗原 秀直
- ・鹿児島県 長島町消防団 上田 正道



消防団等地域活動表彰式（消防団）



防災功労者消防庁長官表彰式



消防団等地域活動表彰式（事業所）



全国消防団員意見発表会



消防庁消防団協力事業所表示証交付式

（6）消防団員入団促進シンポジウム

団員確保への協力が特に顕著な事業所や、先進的な取組を行っている市町村による入団促進事例発表を行いました。

- ・群馬県 須田建設株式会社 代表取締役 須田 高幸
- ・東京都 株式会社 船清 取締役社長 伊東 堅
- ・愛媛県 松山市消防局 企画官 岡本 桂成

〈関連リンク〉

・「全国消防団大会」の開催について

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260213_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

3 消防団の装備の基準等の改正

「消防団の教育訓練等に関する検討会」での検討結果を踏まえ、平成26年2月7日、消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）及び消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を改正しました。それぞれの改正の趣旨及び内容については、以下のとおり

りです。

(1) 消防団の装備の基準等の主な改正内容

- 東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、「救助用半長靴」や「救命胴衣」等の消防団員の安全確保のための装備を充実することとしたこと。
- 消防団の情報収集、共有、発信機能を強化すると

消防団の装備の基準 改正概要

装備品		必要配備数	改正内容
安全確保のための装備	救助用半長靴（安全靴）	全部の消防団員数	靴を救助用半長靴（安全靴）に変更
	救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク		明確に位置付け、配備数を拡充
	耐切創性手袋		新規追加
	防火衣一式（防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋）	ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員数	防火手袋を明確に位置付け、配備数を拡充
双方向の情報伝達が可能な装備	携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員数	無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	トランシーバー	団員及び班長の階級にある消防団員数	明確に位置付け、配備数を拡充
	車載用無線機	消防団の全部の車両数	携帯用無線機又は無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	情報関連機器（双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ）	地域の実情に応じて配備	新規追加
救助活動用資機材	救急救助用器具（担架、応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター）	分団等ごとに配備	AED、油圧切断機、エンジンカッターを明確に位置付け
	救急救助用器具（チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ）	分団等に複数配備	明確に位置付け、配備数を拡充
	避難誘導用器具（警戒用ロープ、拡声器）		配備数を拡充
	夜間活動用器具（投光器、発電機、燃料携行缶）		明確に位置付け、配備数を拡充
	後方支援用資機材（エア・テント、非常用備蓄物資）	地域の実情に応じて配備	新規追加

注：その他、林野火災用器具や積雪寒冷地用器具等の追加装備について、具体例を明示している。



改正後の消防団の装備の基準に基づく活動服

もに、他機関との連携の円滑化に資する「携帯用無線機」や「トランシーバー」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとしたこと。

- 大規模災害に対応するため、「チェーンソー」や「油圧ジャッキ」等の救助活動用資機材を充実することとしたこと。

詳細については、【消防団の装備の基準 改正概要】を参照

(2) 消防団員服制基準の主な改正内容

- 「活動上衣」及び「活動ズボン」について、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、紺色を基調とし、消防の象徴カラーであるオレンジ色を活用する従前の制服を踏襲しつつ、夜間活動時等の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やす変更をしたこと。
- 「救助用半長靴」について、黒の編上式半長靴とし、安全確保の観点から、靴底には踏抜き防止板を挿入し、釘等を踏んだ場合も貫通しないものであって、つま先には先しんを設け、重量物に圧迫された場合もつま先を保護するものと規定したこと。

4 おわりに

消防庁では、1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンの期間として位置づけ、消防団員募集についての広報の全国的な展開を図っているところです。また、消防団の装備の基準の改正を踏まえ、平成26年度の地方交付税措置を大幅に増加することとしています。さらに、消防団員の教育訓練の充実を図るため、今年度中に、消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）を改正する予定です。

各市町村においては、消防団員の報酬・出勤手当の引き上げ等により処遇の改善を図るとともに、改正後の消防団の装備の基準の内容を踏まえ、安全確保対策、情報通信機器、救助用器具等の装備について、十分な予算の確保を行い、一層の充実強化を図る必要があります。また、各地方公共団体は、毎年3月末から4月にかけて、定年等による退団が多くなる傾向にあることを踏まえて、消防団員の一層の加入促進が求められます。

問い合わせ先

消防庁防災課 馬内、青柳
TEL: 03-5253-7525

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正について

危険物保安室

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）が平成26年1月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。以下、その概要をご紹介します。

1 標準令の概要及び改正の考え方

地方公共団体は、地方自治法第228条第1項の手数料のうち、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければなりません。

今回、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定が平成26年4月1日から施行されることにより、消費税及び地方消費税（以下、単に「消費税」という。）の税率がそれぞれ引き上げられる制度改正を契機に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」という。）が見直されることとなりました。

これは、標準令に規定する手数料は非課税ですが、標

準額については、当該額を徴収する事務に要する人件費、物件費等のコストを積み上げたものであり、課税対象である物件費等の部分については、消費税の税率の引上げの影響を考慮する必要があるためです。

今回の改正に当たり、まず、課税対象となる物件費等について消費税の税率引上げによる試算を行い、その結果として増額のための改正が必要となる手数料を抽出しました。そのうち、直近の人件費や物件費の単価、事務に要する時間の変化等を加味した見直しを行い、それでもなお現行の標準額に比して増額となる手数料のみ額の改正を行うこととなりました。

2 危険物施設に係る手数料について

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の所有者等は、法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされています（消防法（昭和23年法律第186号）第10条及び第11条）。また、当該設置許可等に関する事務に係る手数料については、標準令において製造所等の指定数量の倍数の区分等にしがって標準額が定められています。

危険物施設に係る手数料について、上記の改正の考え方に沿って試算した結果、製造所等の設置許可、特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査のうち溶接部検査及び特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に関する事務に係る手数料の一部について、標準額を引き上げる改正

を行うこととなりました（標準令本則の表16の項、20の項の1のニ及び22の項のイ）。標準額を改定するものは下記の表のとおりです。

3 施行期日について

平成26年4月1日より施行することとされました。

表

手数料の標準額を改定するもの	改正前	改正後
製造所の設置の許可に申請に係る審査		
指定数量の倍数が200超	91,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		
貯蔵最大数量1,000kl 以上5,000kl 未満	820,000	830,000
同5,000kl 以上10,000kl 未満	990,000	1,010,000
同10,000kl 以上50,000kl 未満	1,100,000	1,120,000
同50,000kl 以上100,000kl 未満	1,400,000	1,420,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,640,000	1,660,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	3,850,000	3,880,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	5,090,000	5,100,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		
貯蔵最大数量1,000kl 以上5,000kl 未満	1,120,000	1,130,000
同5,000kl 以上10,000kl 未満	1,330,000	1,340,000
同10,000kl 以上50,000kl 未満	1,480,000	1,500,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	2,120,000	2,140,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	4,330,000	4,350,000
一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査		
指定数量の倍数が200超	91,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前審査（溶接部検査）		
貯蔵最大数量10,000kl 以上50,000kl 未満	950,000	990,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,650,000	1,720,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	3,180,000	3,320,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	3,890,000	4,060,000
同400,000kl 以上	4,450,000	4,650,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査		
貯蔵最大数量5,000kl 以上10,000kl 未満	410,000	430,000
同50,000kl 以上100,000kl 未満	920,000	960,000
同100,000kl 以上200,000kl 未満	1,160,000	1,210,000
同200,000kl 以上300,000kl 未満	2,830,000	2,950,000
同300,000kl 以上400,000kl 未満	3,470,000	3,620,000
同400,000kl 以上	4,000,000	4,170,000

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 山本
TEL: 03-5253-7524

平成25年版 救急・救助の現況

救急企画室・参事官
・広域応援室

1 救急業務の実施状況

①救急出動件数、搬送人員ともに過去最多

平成24年中の救急自動車による救急出動件数は580万2,455件（対前年比9万4,800件増、1.7%増）、搬送人員は525万302人（対前年比6万7,573人増、1.3%増）で、救急出動件数、搬送人員ともに過去最多となりました。これは、約5秒に1回の割合で救急自動車が出動し、国民の約24人に1人が救急搬送されたこととなります。

図1 救急自動車による救急出動件数と搬送人員の推移

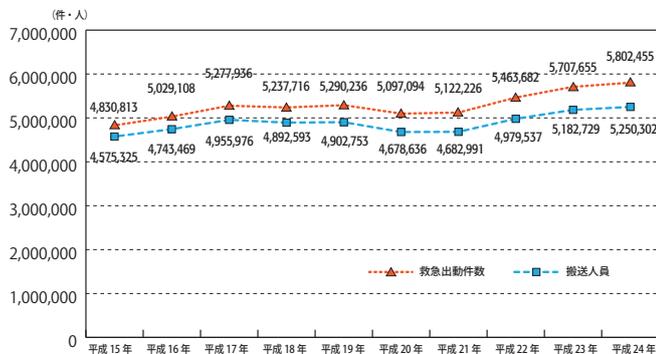


表1 救急自動車による事故種別搬送人員

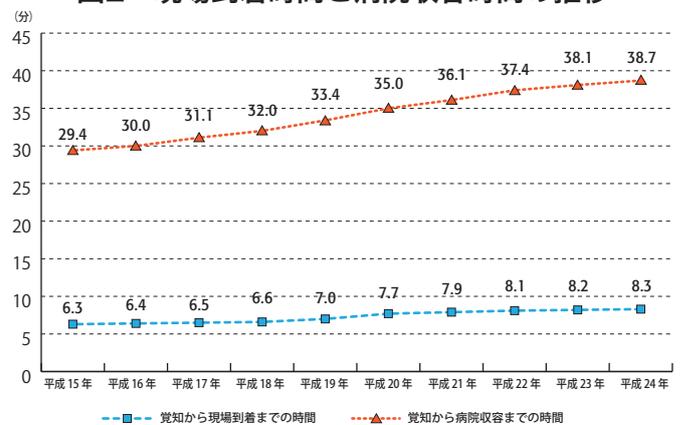
事故種別	平成23年中		平成24年中		対前年比	
	搬送人員	構成比 (%)	搬送人員	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	3,228,856	62.3	3,296,582	62.8	67,726	2.1
交通事故	553,796	10.7	539,809	10.3	▲13,987	▲2.5
一般負傷	739,910	14.3	756,575	14.4	16,665	2.3
加害	32,646	0.6	31,617	0.6	▲1,029	▲3.2
自損行為	50,877	1.0	45,081	0.9	▲5,796	▲11.4
労働災害	46,733	0.9	47,309	0.9	576	1.2
運動競技	35,998	0.7	37,008	0.7	1,010	2.8
火災	6,671	0.1	6,110	0.1	▲561	▲8.4
水難	2,347	0.0	2,475	0.0	128	5.5
自然災害	2,447	0.1	638	0.0	▲1,809	▲73.9
その他	482,448	9.3	487,098	9.3	4,650	1.0
合計	5,182,729	100.0	5,250,302	100.0	67,573	1.3

(図1参照)

救急自動車による搬送人員を事故種別ごとにみると、最も多いのは急病（329万6,582人、62.8%）で、次いで一般負傷（75万6,575人、14.4%）、交通事故（53万9,809人10.3%）となっています。（表1参照）

また、現場到着までの時間は、全国平均で8.3分（前年8.2分）、病院収容までの時間は38.7分（前年38.1分）となっています。（図2参照）

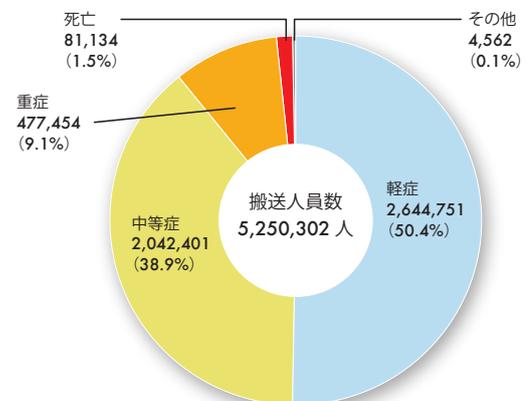
図2 現場到着時間と病院収容時間の推移



②搬送人員の50.4%が入院加療を必要としない軽症者

平成24年中の救急自動車による搬送人員の傷病程度をみると、軽症が264万4,751人（50.4%）と最も多く、次いで中等症（204万2,401人、38.9%）、重症（47万7,454人、9.1%）となっています。（図3参照）

図3 救急自動車による傷病程度別搬送人員の状況



③搬送人員の53.1%が高齢者

平成24年中の救急自動車による搬送人員の年齢区分の内訳では、高齢者（65歳以上）が53.1%、成人（18

歳以上65歳未満)が38.0%であり、両者で救急搬送の9割を占めています。また、急病と一般負傷の約60%が高齢者であり、交通事故では成人が約65%となっています。(表2参照)

表2 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

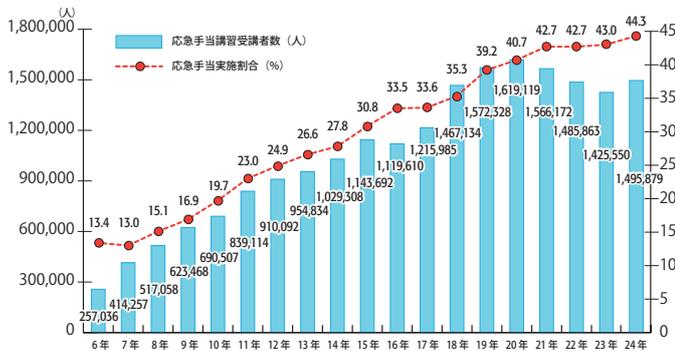
事故種別 年齢区分	急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計	(参考) 平成22年 国勢調査人口 (構成比)
新生児 (構成比:%)	1,897 (0.1)	70 (0.0)	430 (0.1)	10,925 (1.7)	13,322 (0.2)	7,454,093 (5.9)
乳幼児 (構成比:%)	155,975 (4.7)	17,579 (3.3)	65,245 (8.6)	16,233 (2.5)	255,032 (4.9)	12,996,668 (10.2)
少年 (構成比:%)	78,532 (2.4)	56,212 (10.4)	32,864 (4.3)	33,196 (5.0)	200,804 (3.8)	77,384,483 (60.9)
成人 (構成比:%)	1,164,531 (35.3)	355,355 (65.8)	200,214 (26.5)	274,438 (41.7)	1,994,538 (38.0)	29,245,685 (23.0)
高齢者 (構成比:%)	1,895,647 (57.5)	110,593 (20.5)	457,822 (60.5)	322,544 (49.1)	2,786,606 (53.1)	5,250,302 (100.0)
合計 (構成比:%)	3,296,582 (100.0)	539,809 (100.0)	756,575 (100.0)	657,336 (100.0)	5,250,302 (100.0)	127,080,929 (100.0)

④ バイスタンダー¹による応急手当²件数の割合

平成24年中の消防機関が実施する応急手当普及講習の修了者数は149万5,879人で、平成21年以降、4年ぶりに増加しました。また、救急搬送された心肺機能停止傷病者の44.3% (5万6,692人) にバイスタンダーによる応急手当が実施されており、その実施割合は年々増加しています。(図4参照)

1 救急現場に居合わせた人をいう。
2 胸骨圧迫心マッサージ、人工呼吸、AEDによる除細動をいう。

図4 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率



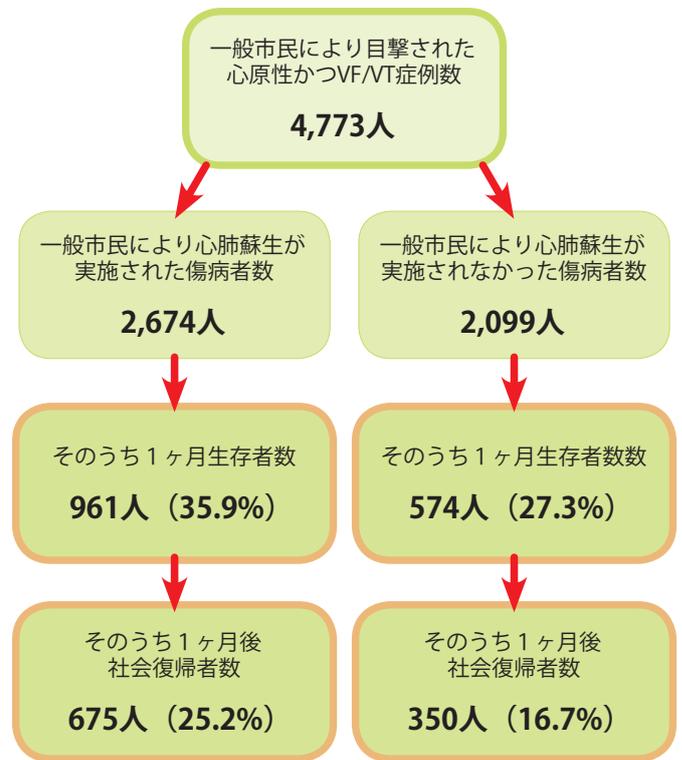
⑤ 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性かつ初期心電図波形がVFまたは無脈性

VT³であった傷病者への心肺蘇生の効果

一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性かつ初期心電図波形がVF又は無脈性VTであった傷病者のうち、一般市民により心肺蘇生が実施された場合の1ヶ月後生存率は35.9%で、実施されなかった場合に比べ1.3倍高くなりました。また、社会復帰率においても、心肺蘇生を実施された場合の方が実施されなかった場合より1.5倍高くなっています。(図5参照)

3 VFとは心室細動、無脈性VTとは無脈性心室頻拍のことで、心臓が細かく震えて血液が拍出できない致命的不整脈である。

図5 一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心原性かつ初期心電図波形がVFまたは無脈性VTであった傷病者への心肺蘇生の救命効果



2 救助出場件数、救助活動件数及び救助人員がともに減少

平成24年中には、関越自動車道における高速ツアーバス事故、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故、国道253号八箇峠トンネル内爆発事故などが発生し、困難な状況下での懸命な救助活動が行われました。また、自然災害では、九州北部豪雨などが発生し孤立者の救助活動等が長時間にわたり行われました。

救助活動の実施状況を見ると、救助出動件数は、8万

6,306件（対前年比1,590件減、1.8%減）、救助活動件数は、5万6,103件（対前年比1,538件減、2.7%減）、救助人員は、5万9,338人（対前年比4,280人減、6.7%減）であり、前年と比較していずれも減少しました。これは、昨年、東日本大震災の影響により大きく増加した「風水害等自然災害事故」の件数が大きく減少したことによるものです。（図6参照）

- 救助出動件数（救助隊が出動した件数）は、「風水害等自然災害事故」等の種別で減少し、とりわけ「風水害等自然災害事故」が440件（対前年比1,339件減、

図6 救助出場件数、救助活動件数及び救助人員の推移

区分	救助出動件数		救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減比 (%)	件数	対前年増減比 (%)	件数	対前年増減比 (%)
平成20年中	81,554	1.1	53,295	2.1	54,231	△3.2
平成21年中	81,567	0.0	53,114	△0.3	54,991	1.4
平成22年中	84,264	3.3	55,031	3.6	58,682	6.7
平成23年中	87,896	4.3	57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年中	86,306	△1.8	56,103	△2.7	59,338	△6.7

図7 救助出動件数（救助隊等が出動した件数）

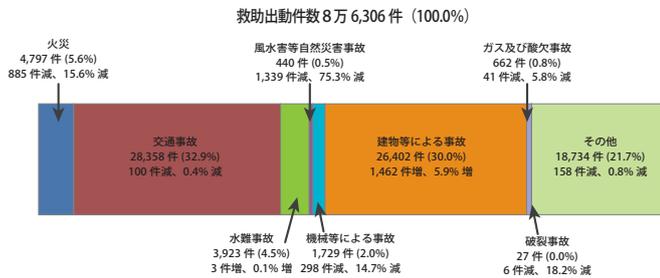


図8 救助活動件数（救助隊等が実際に活動した件数）

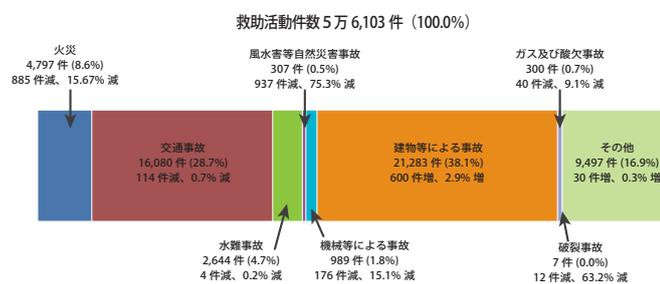
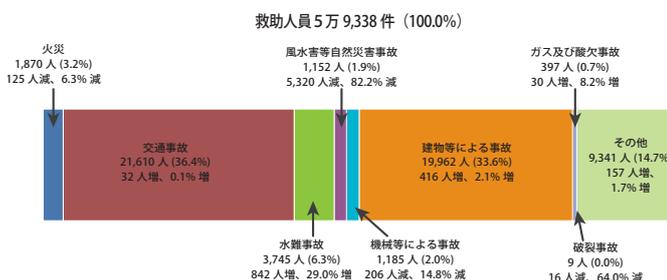


図9 救助人員（救助隊等が救助活動により救助した人員）



75.3%減）と大きく減少する一方で、「建物等による事故」が27,636件（対前年比1,234件増、4.7%増）と増加しています。なお、交通事故が2万8,358件（対前年比100件減、0.4%減）で、昭和55年以降、第1位の種別となっています。（図7参照）

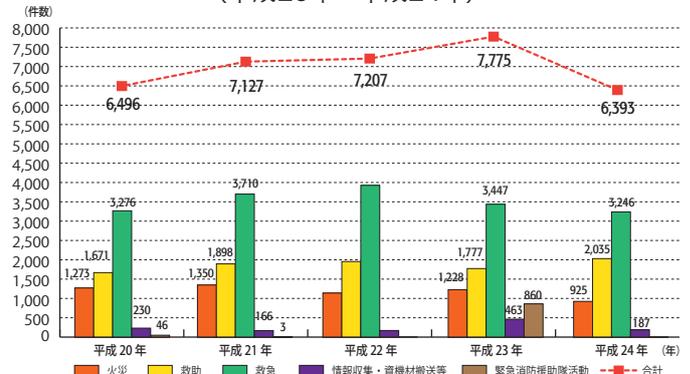
- 救助活動件数（救助隊が実際に活動した件数）でも同様に「風水害等自然災害事故」等の種別で減少する一方で、「建物等による事故」が増加し、平成20年以降、第1位の種別となっています。（図8参照）
- 救助人員（救助隊等が救助活動により救助した人員）では、「風水害等自然災害事故」等の種別で減少する一方で、「水難事故」が大きく増加し3,745人（対前年比842人増、29.0%増）となっています。なお、「交通事故」が2万1,610人（対前年比32人増、0.1%増）で、昭和53年以降、第1位の種別となっています。（図9参照）

消防防災ヘリコプターの災害活動状況

消防防災ヘリコプターの救急出動件数は減少、救助出動件数は過去最多を記録

平成24年中の消防防災ヘリコプターの出動実績は、火災出動925件（対前年比303件減）、救助出動2,035件（対前年比258件増）、救急出動3,246件（対前年比201件減）、情報収集・資機材搬送等187件（対前年比276件減）、緊急消防援助隊活動0件（対前年比860件減）、合計6,393件（対前年比1,382件減）となっています。

図10 消防防災ヘリコプターの出動件数の推移（平成20年～平成24年）



問合わせ先

(救急) 消防庁救急企画室救急連携係 伊藤、鈴木
TEL: 03-5253-7529
(救助) 消防庁国民保護・防災部参事官付 鶴見、加藤
TEL: 03-5253-7507
(航空) 消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室航空係 小泉、原
TEL: 03-5253-7527

平成25年（1月～9月） における火災の概要 （概数）

防災情報室

1 総出火件数は、37,942件、前年同期より4,258件の増加

平成25年（1月～9月）における総出火件数は、37,942件で、前年同期より4,258件増加（12.6%）しています。

これは、おおよそ1日あたり139件、10分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、下表のとおりです。

2 総死者数は、1,174人、前年同期より104人の減少

火災による総死者数は、1,174人で、前年同期より

104人減少（-8.1%）しています。

また、火災による負傷者は、5,189人で、前年同期より88人増加（1.7%）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、728人、前年同期より21人の減少

建物火災における死者896人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、792人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、728人で、前年同期より21人減少（-2.8%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.4%で、出火件数の割合53.7%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の約7割が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）728人のうち、65歳以上の高齢者は507人（69.6%）で、前年同期より13人増加（2.6%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数

平成25年（1月～9月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比（%）	前年比	増減率（%）
建物火災	18,848	49.7%	▲263	-1.4%
車両火災	3,487	9.2%	56	1.6%
林野火災	1,855	4.9%	806	76.8%
船舶火災	66	0.2%	8	13.8%
航空機火災	3	0.0%	2	200.0%
その他火災	13,683	36.1%	3,649	36.4%
総火災件数	37,942	100%	4,258	12.6%

を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ397人（26人の減・-6.1%）、着衣着火33人（15人の減・-31.3%）、出火後再進入13人（2人の減・-13.3%）、その他285人（22人の増・8.4%）となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の37,942件を出火原因別にみると、「放火」3,762件（9.9%）、「たばこ」3,493件（9.2%）、「たき火」3,291件（8.7%）、「放火の疑い」2,867件（7.6%）、「こんろ」2,729件（7.2%）の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、住宅用火災警報器設置推進会議を平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成25年度は全国9ヵ所で開催するほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予

防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、6,629件、総火災件数の17.5%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,855件で、前年同期より806件増加（76.8%）し、延べ焼損面積は約985haで、前年同期より約837ha増加（565.0%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、平成26年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成26年1月16日消防特第3号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成26年は「守りたい 森の輝き 防火の心」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけていきます。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 吉村、濱
TEL: 03-5253-7526

第27次消防審議会を開催

総務課

平成26年2月13日（木）に、第27次消防審議会第1回を開催しました。開催に当たり、大石利雄消防庁長官から次のとおり挨拶がありました。

【消防庁長官挨拶】

消防庁長官 大石利雄

消防審議会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様にはご多忙の中、消防審議会委員に御就任いただき深く感謝致します。また、日頃から消防行政の推進に、御支援、御協力を頂いておりますことに改めて厚く御礼を申し上げます。

今日、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧されています。昨年を振り返りますと夏に各地で記録的豪雨が発生し、10月には台風26号が伊豆大島を襲い大きな被害をもたらしました。また大きな火災も相次ぎました。2月に長崎市の認知症グループホーム、8月に福知山市の花火大会、10月に福岡市の診療所での火災により多くの方が犠牲になりました。

このような災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の強化を図ることが急務であります。

昨年は自治体消防65周年、消防団120年の記念の年でありました。11月25日に天皇、皇后両陛下のご臨席の下で記念式典が盛大に挙行され、総理大臣始め三権の長から消防に対する敬意と感謝の意が表されました。これを節目に消防は新たな歩みをスタートさせることになりました。

その後12月5日の臨時国会において「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全党一致で成立しました。

この法律により、大規模災害に対応して地域防災力を充実強化するため、国及び地方公共団体は必要な施策の実施を求められています。

消防庁においては、減少を続ける消防団員の確保、団員の処遇改善、消防団の装備と訓練の充実を図るため必要な施策を着実に進めて参る所存であります。



この法律は、消防団の拡充を主な内容としていますが、全国津々浦々の地域の防災力を充実強化することを目的としています。

そのためには消防機関はもとより民間事業者の自衛消防組織や地域の自主防災組織の充実強化と相互の連携が極めて重要であり、このことについて国民、各界各層の理解が不可欠です。

このため消防審議会において大所、高所から幅広くご意見を賜り、消防庁としても必要な施策を着実に展開して参りたいと考えております。

委員の皆様には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について忌憚のない御意見を賜りたいと存じますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



第27次消防審議会の模様

今回は第27次消防審議会の初めての会議であり、委員の互選により室崎益輝委員（神戸大学名誉教授）が会長に選任され、会長代理には田中淳委員（東京大学総合防災情報研究センター長・教授）が指名されました。そして、大石消防庁長官から室崎消防審議会会長に対し、「大規模災害に対応し、国民の安心・安全を確保するため、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問を行いました。

その後、消防庁から「第27次消防審議会の審議事項及び当面のスケジュールについて」及び「消防団を始めとする地域防災力の現状について」説明を行い、それを踏まえて委員間の意見交換が行われました。

なお、消防審議会の資料及び議事要旨は消防庁ホームページに掲載しています。（<http://www.fdma.go.jp/>）



諮問の様子

【議事次第】

- 1 開会
- 2 消防庁長官挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 委員等紹介
- 5 諮問書手交
- 6 第27次消防審議会の審議事項及び当面のスケジュールについて
- 7 消防団を始めとする地域防災力の現状等について
- 8 意見交換
- 9 その他
- 10 閉会

（平成26年2月13日現在）

消防審議会委員名簿

【会長】

室崎 益輝 神戸大学名誉教授

【会長代理】

田中 淳 東京大学総合防災情報研究センター長・教授

【消防審議会委員】

青山 佳世 フリーアナウンサー
 青山 繁晴 株式会社独立総合研究所 代表取締役社長
 石井 正三 公益社団法人日本医師会常任理事
 大江 秀敏 全国消防長会会長
 片田 敏孝 群馬大学理工学研究院教授
 木沢トモ子 栃木県婦人防火クラブ連合会会長
 岸谷 義雄 公益財団法人兵庫県消防協会会長
 重川希志依 常葉大学大学院環境防災研究科教授
 宗片恵美子 特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
 和合アヤ子 福島県商工会議所 女性会連合会長

【消防審議会専門委員】

秋本 敏文 財団法人日本消防協会会長
 小川 和久 国際変動研究所理事長
 清原 慶子 三鷹市長
 関澤 愛 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
 山本 保博 救急振興財団会長

問い合わせ先

消防庁総務課 濱里、中野、鷹嘴
 TEL: 03-5253-7506

「南海トラフ巨大地震」を想定した消防庁図上訓練の実施概要

応急対策室

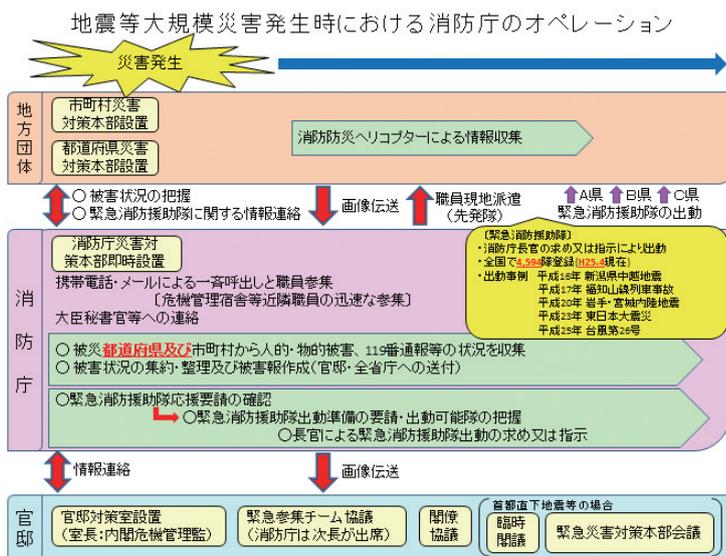
さる2月12日、今年度3回目となる消防庁職員を対象とした「消防庁図上訓練」を消防防災・危機管理センターにおいて実施しました。

消防庁では、一定規模以上（地震の場合、震度6弱（東京都23区内は5強））の災害が発生した場合、消防庁長官を本部長とした、消防庁全職員「Fシフト（Full Shift）体制」（〔図1〕参照）による消防庁災害対策本部を設置します。

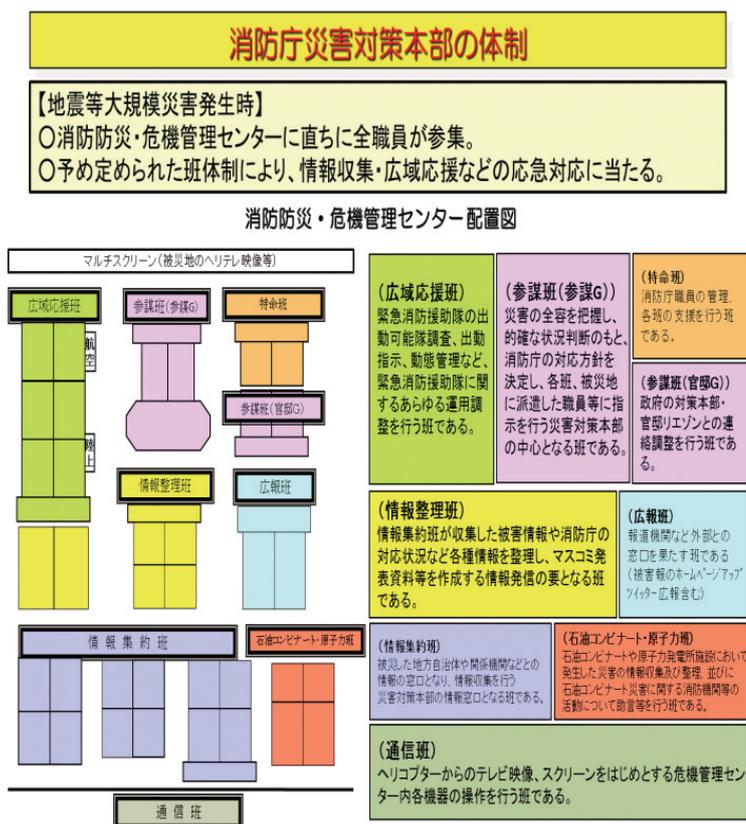
災害対策本部では、全国の消防本部や市町村、都道府県からの情報収集、被害状況とりまとめ報の作成・公表、緊急消防援助隊出動の求め、指示及びオペレーション、官邸等関係機関への情報提供・連絡調整等の業務（〔図2〕参照）を円滑かつ的確に行う必要があることから、毎年度、定期的に全職員を対象とした図上訓練を実施しています。

以下、消防庁図上訓練の概要について紹介します。

〔図2〕



〔図1〕



1. 目的

消防庁職員の判断・対応能力の向上を図るとともに、現行Fシフト体制の課題を抽出・検証することで、実災害における消防庁災害対策本部機能の充実強化を図る。特に、南海トラフ巨大地震という、超広域かつ甚大な被害が予測される事態を踏まえ、以下の点を重点に検証する。

(1) 被害が甚大かつ広範な場合における情報収集

- ア 優先して情報収集すべき事項の検討
- イ 連絡不通等の市町村に対する情報収集の取組

(2) 緊急消防援助隊の運用・調整

- ア 極めて限られた情報量での受援都道府県や部隊投入する市町村の判断
- イ 応援側にも被害が発生している中での応援の求め・指示の判断
- ウ 陸路による進出が困難な状況下での部隊進出手段の検討

2. 訓練想定等

発災日時：2月12日（水）13時30分
震源：高知県室戸岬沖
最大震度：7
地震規模：マグニチュード9.1

付加想定：大津波警報の発令、余震の発生
 訓練時間：13時30分～16時30分までの3時間

3. 対象者

消防庁長官以下、本庁全職員

4. 実施場所

消防防災・危機管理センター

5. 訓練内容

- (1) 模擬ニュース及びヘリテレ映像による被害状況等の把握
- (2) 津波被害により通信が途絶となっている市町村や消防本部の把握
- (3) 都道府県に対して、被災地への職員派遣やヘリコプター等の機材及び各種通信手段を効果的に活用した情報収集の指示伝達
- (4) 緊急消防援助隊の運用・調整
- (5) 官邸及び報道機関への迅速な情報提供・発信
- (6) 職員の安否確認及び現地派遣職員等の決定 等

6. 実施結果

今回の訓練では、前回の訓練課題を踏まえ、各班との情報共有を目的とした伝令員の配置や情報収集・整理を目的とした情報用紙の見直し等を行うなど、各班で対策を講じたことで、一定の成果が見られた。

しかし、都道府県、市町村及び消防本部に対する継続的な情報収集や緊急消防援助隊の出動に係る受援府県との調整に時間を要するなど、超広域での災害であるがゆえの課題も明らかとなった。

今後も、全職員でこれら課題を検証し、Fシフト体制による消防庁災害対策本部の機能強化に努め、災害発生時の対応に万全を期すという認識で一致した。

問い合わせ先

消防庁応急対策室 牧原
 TEL: 03-5253-7527



長官他、幹部による対応方針の検討



広域応援班による緊急消防援助隊の運用・調整



消防防災・危機管理センターにおける図上訓練風景

第18回防災まちづくり大賞表彰式

防災課

平成26年2月6日（木）、総務省講堂において第18回防災まちづくり大賞表彰式が行われました。

防災まちづくり大賞は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、防災に関する優れた取組を表彰し、他の地域に広く紹介することで災害に強いまちづくりの推進に資することを目的に、平成8年度から実施しています。

本年度は全部で100の事例が全国各地から寄せられ、学識経験者、関係団体及び関係行政機関の職員等で構成される選定委員会において、他の地域の参考となる優れた取組15事例が選定されました。

（受賞事例の内訳は表のとおり）

大規模な災害や火災などによる被害を軽減するためには、地域の防災力を強化することが必要であり、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神に支えられた自主的な防火・防災活動を推進していただくことが重要です。昨年の臨時国会においても、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことの重要

性が示されたところであり、受賞団体の皆様には、今回の受賞を機に、より一層活動を充実・発展させていただき、今後も地域防災力の強化に御尽力いただけることを期待しています。

表：受賞事例一覧

応募件数		100
表彰名	総務大臣賞	6
	消防庁長官賞	4
	日本防火・防災協会会長賞	4
	選定委員特別賞	1
受賞事例総数		15

総務大臣賞受賞事例の紹介

団体名：本大久保ホームタウン自治会自主防災会

事例名：IT技術を活用した実践的自主防災活動

所在地：千葉県習志野市

概要：本大久保ホームタウン自治会自主防災会では、平成20年に地域住民自身による自助・共助活動の具現化と、より実践的な活動を目指し、自治会役員とは別立ての公募による専任制自主防災会に改組した。改組にあたっては、専任の防災委員に加え、緊急時に出勤する協力委員、さらには自治会役員・班長も含めて統制できるような地域ブロック制を導入。また、簡易無線機や携帯電話・スマートフォンの活用、災害発生時の防災センターの設置などIT技術の活用と体制を整備。情報収集と指示・発信ができる体制の構築を目指し、ITツール利用のための講習会や訓練などにも積極的に取り組んでいる。

団体名：新小岩北地区連合町会、新小岩北地区ゼロメートル市街地協議会

事例名：新小岩ゼロメートル市街地における大規模水害対策への取組

所在地：東京都葛飾区

概要：葛飾区新小岩北地区は、地盤沈下による「広域ゼロメートル市街地」に位置している。大規模水害が発生した場合は、甚大な被害が生じることが予想されることから、新小岩北地区連合町会が主体となってNPO法人、大学、専門家等と連携して大規模水害のリスクに備える取組を実施。平成23年には「葛飾区新小岩北地区ゼロメートル市街地協議会」を結成し、大規模災害に地域で備えるためのシンポジウムを開催。地区内の防災意



主催者挨拶をする関口昌一総務副大臣



表彰楯授与の様子

識を高めるとともに、全国に向けて自らの取組を広く発信している。また、東京大学等に働きかけGPSと連動した水害時の水位や地震時の危険度等の防災情報が簡単に分かるスマートフォン向け防災学習用アプリの葛飾区版を開発し、「天サイ！まなぶくん」を使ったまちづくりイベントも同時に開催している。大規模災害を想定した防災訓練は、東京消防庁本田消防署、葛飾区の全面協力により地元消防団と町会・市民消防隊が連携して実践的で組織的な自助・公助・共助体制の確立を図り、地域の防災行動力のさらなる向上に努めている。

団体名：中越大震災ネットワークおぢや

事例名：会員相互による災害対応のノウハウと教訓の共有化と被災地支援活動

所在地：新潟県小千谷市

概要：中越大震災ネットワークおぢやは、平成17年10月、災害時における自治体の災害対応の教訓の共有化を促進するとともに、災害発生時における市町村職員の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員派遣の調整を行うことを目的に設立された。阪神淡路大震災以降、大規模な災害による被災経験を持つ自治体と、被災経験のないが応援活動等を通じて災害対応のノウハウを学ぶ意思のある自治体を会員とし、会員自治体が被災した場合には即座に応援活動を開始する。しかしながら、あくまでインフォーマルな組織であり、強制的に応援をする義務はなく、自治体の事情に合わせ緩やかなきずなで広域応援活動を行っている。

団体名：豊橋障害者(児)団体連合協議会

事例名：さくらピア避難所体験～障害者の防災を考える取組～

所在地：愛知県豊橋市

概要：豊橋障害者(児)団体連合協議会は、平成21年度より、豊橋市から「豊橋市障害者福祉会館(以下、「さくらピア」という。)」の指定管理を受託している。「さくらピア」は障害者団体を中心に年間50,000人以上が利用する公共施設であり、福祉避難所に指定されている。しかし、避難所としての具体的内容が不十分であった。そこで、障害者自らが避難所を想定して実際に一夜を過ごす宿泊体験をはじめ、意見交換会、バッククッキング、防災クイズ、スタンプラリー、被災者体験談など、工夫を凝らした内容で避難所体験を毎年実施した。さらに、この4年間の活動を冊子にまとめ、市民・関係者に配布

して防災意識の高揚・障害者福祉の啓発を促した。

団体名：高知市立潮江中学校(潮江中学校防災プロジェクトチーム)

事例名：中学生からのメッセージ！～防災活動で地域貢献～

所在地：高知県高知市

概要：高知市立潮江中学校(潮江中学校防災プロジェクトチーム)がある潮江地区は、地域のほとんどが海拔1m未満であり、昭和21年に発生した昭和南海地震の際には地盤沈下により長い間浸水した。今後発生が想定される南海トラフ地震の際にも地盤沈降による長期浸水が懸念されていることから、学校を中心として地域全体の防災意識を高めるべく、平成23年度から本格的な防災活動をスタートさせた。全学年で地震や津波についての学習を進める「防災プロジェクトチーム」を結成、生徒が中心となって南海トラフ地震啓発ポスター「地震に注意!!」を作成し、校区内の保育園、幼稚園、小学校に配布した。また、「防災プロジェクトチーム」を中心とした出前講座や、全校生徒により校区の高齢者を支援しながら学校近くの山等に逃げる避難訓練を実施している。

団体名：ムササビ少年消防クラブ

事例名：火災期における「子供達の夜回り」「高齢者とのふれあいの輪、火の用心の輪」

所在地：大分県佐伯市

概要：ムササビ少年消防クラブは、昭和60年に園児から小学校6年生に至る地域(向島)の子供達で結成された。地域に貢献できる行事として「夜回り活動」を実施している。子供達は3月末までの5ヶ月間、寒風の中、毎週1回自分の住んでいる地区を元気よく拍子木を鳴らし、火災予防を唱えている。この成果もありクラブ発足から現在まで火災は発生していない。こうした取組から、園児から小学校6年生までの縦のつながりができ、青少年健全育成に役立つとともに、地域の方々とふれあいを持つ機会が多くなり、「地域から愛される」存在となっている。また、結成以来28年以上継続しているため、結成当初のクラブ員が大人になり、自分の子供にも火災予防の重要性を伝授している。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災係 松澤、中村
TEL: 03-5253-7525

全国救急隊員シンポジウムを北九州市で開催

救急企画室

1. 救急隊員シンポジウムとは

「第22回全国救急隊員シンポジウム」が、一般財団法人救急振興財団と北九州市消防局との共催により、1月30日（木）と31日（金）の2日間にわたって、北九州市(西日本総合展示場・北九州国際会議場)で開催されました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、我が国の救急業務の充実と発展に資することを目的に全国の救急隊員、都道府県、その他関連する医療従事者などの救急業務に関係する者が一同に会し、実務的観点からの研究発表や意見交換を行っているもので、平成4年度より毎年1回開催され、今年で22回を数えました。



特別講演



2. 今回のシンポジウムの内容について

全国で初めて同一都市での二度目の開催となった今回のシンポジウムは、北九州市にとっても市制施行50周年を記念する事業の一環として挑まれ、「この道“救急救命”より、我を生かす道なし。～新たな風を北九州から～」という力強いテーマを掲げて開催されました。

開会式直後の特別講演では「新たな病院前救護体制とこれからの救急救命士に求められるもの」と題して講演が行われました。講演では、救急出動件数が増加する中で救急救命士への責任と役割は益々重要になっており、平成26年4月1日には救急救命処置範囲が拡大され、今後、更なるメディカルコントロール体制の充実のもと、より質の高い病院前救護体制が求められるなど、救急隊員は知識技術の向上に加えて医療専門職としての自覚をもつことが重要であるとの内容に、多くの参加者にとって大変貴重な講演となりました。

市民公開講座「救急車の上手な使い方～いざという時のために知っておきたい知識～」では、救急出動件数の増加に対して、限りある救急資源をどういかに有効に活用していくかについて、救急の知識や救急車を呼ぶべき症状等を交えながら、救急車の適正利用について社会全体で共有していく必要性を考えていただきました。講座には、事前にリーフレットを作成し広くPRした効果もあり、多くの市民の方々に参加していただきました。

救急業務を管理する立場の職員向けに開催された「救急業務管理講座」では、近年の救急業務の高度化や住民からのニーズに対応するためには、救急業務管理者の育成をはじめ責務や業務について、各消防本部から参考となる取組の発表がありました。会場は満席となる盛況ぶ



救急業務管理講座

りで、世代交代における知識や技術の伝承について活発に議論されました。

3. 地元関係者の熱心な取組

会場には、過去最多となる8,410名（2日間延総人数）の関係者が来場されるという、盛大なシンポジウムとなりました。これもひとえに、主催者である一般財団法人救急振興財団や北九州市消防局をはじめ、地元医師会等関係各機関の皆様が一致協力してシンポジウム運営にあたられたご尽力の賜物であるといえます。今後もこのシンポジウムが救急業務の更なる充実と発展に資するものとなることを期待しています。

なお、次回の「第23回全国救急隊員シンポジウム」は、平成27年1月29日(木)及び30日(金)の2日間、神奈川県相模原市において開催される予定です。

問い合わせ先

消防庁救急企画室 上西
TEL: 03-5253-7529

平成25年台風第26号による伊豆大島の災害への緊急消防援助隊出動に関する消防庁長官表彰等

広域応援室

1. 概要

平成25年台風第26号の影響により同年10月16日（水）に伊豆大島で発生した土砂災害は、死者36名、行方不明者3名（平成26年2月25日現在 東京都大島町の数値）を出すなど甚大な被害をもたらしました。発災直後、東京都知事から応援要請を受けた消防庁長官の求めにより、1都4県から緊急消防援助隊が出動し、現地で被害情報の収集や救助活動等に従事しました。

この災害は、平成7年に緊急消防援助隊が創設されて以来、離島に出動した初めての事案となり、車両や資機材の大規模投入が困難な状況でありましたが、消防防災ヘリコプターのほか自衛隊輸送機による輸送を行うなど関係機関と連携し、迅速な部隊投入を実施しました。

消防庁では、現地で消防応援活動に貢献した緊急消防援助隊とその迅速な出動に協力した自衛隊を表彰するとともに、この災害への一連の対応について検証するため意見交換会を開催しました。

受賞消防本部・県消防防災航空隊	
さいたま市消防局	沼津市消防本部
千葉市消防局	熱海市消防本部
東京消防庁	伊東市消防本部
横浜市消防局	富士市消防本部
川崎市消防局	田方消防本部
静岡市消防局	埼玉県消防防災航空隊
浜松市消防局	静岡県消防防災航空隊



受賞消防本部と県消防防災航空隊の皆様



大島空港に出動した消防防災ヘリコプター等



緊急消防援助隊による夜間活動

2. 消防庁長官賞状授与式

平成26年1月15日（水）、消防庁において、緊急消防援助隊として出動し、16日間の活動期間中に延べ479隊、2,055名の隊員を派遣した12消防本部及び2県消防防災航空隊に対し、消防庁長官表彰を行いました。

式典では、大石利雄長官から、各消防長及び各航空隊長に賞状を授与しました。

3. 消防庁長官感謝状贈呈式

平成26年1月17日（金）、防衛省において、緊急消防援助隊の出動に際し、輸送機（C-1及びC-130H）により、隊員57名、車両13台及び資機材の輸送を支援した航空自衛隊の輸送航空隊に対し、消防庁長官感謝状を贈呈しました。

式典では、室田哲男国民保護・防災部長から、各輸送航空隊司令に感謝状を伝達しました。

受賞航空隊	
航空自衛隊 第1輸送航空隊	(小牧基地)
航空自衛隊 第2輸送航空隊	(入間基地)
航空自衛隊 第3輸送航空隊	(美保基地)



受賞航空隊の皆様



大島空港への自衛隊輸送機（C-1）による輸送
(防衛省提供)

4. 意見交換会

平成26年1月24日（金）、消防庁において、この災害に対する緊急消防援助隊の一連の活動を検証し、緊急消防援助隊の更なる円滑な運用及びその体制整備に資することを目的に意見交換会を開催しました。

意見交換会には、緊急消防援助隊として出動した消

防本部及び消防防災航空隊並びに応援都県をはじめ、現地消防本部である大島町消防本部の代表者にも出席いただき、発災直後の現地の状況から緊急消防援助隊の活動に至るまで、多様な視点から多面的な意見交換を行いました。

主な論点は以下のとおりです。

- (1) 初動対応について
- (2) 現地への輸送手段について
- (3) 現地における指揮・調整について
- (4) 活動上の課題について
- (5) 後方支援体制について
- (6) 関係機関との連携について
- (7) 航空部隊の活動について

消防庁では、今後、発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うため、今回抽出された課題を整理し、改善に向けて検討を重ねるとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の充実・強化に努めて参ります。



意見交換会の様子

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 平子・村主
TEL: 03-5253-7527 (直通)

緊急消防援助隊情報

平成25年度地域ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室

中国・四国ブロック 徳島県実行委員会

平成25年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練は、地域の特性を踏まえ、「実践的な訓練の推進を図るため、訓練想定等の一部を事前に明らかにしないブラインド型訓練及び複数の会場で分散並行型の訓練を実施するとともに、自衛隊、海上保安庁、警察等の防災関係機関や医療機関・DMAT等との連携を推進する。」という基本方針の下、消防機関134隊493名、関係機関179名の参加により、徳島県において次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成25年11月2日（土）・3日（日）

2. 実施場所

徳島市、阿南市、海陽町、北島町、那賀町



部隊投入訓練（徳島飛行場）

3. 実施内容

(1) 訓練想定

平成25年11月2日（土）午前9時00分頃、徳島県阿南市を震源とする地震が発生し、阿南市及び海陽町では震度6強を観測するとともに、徳島市及び小松島市においても震度6弱を観測した。

震度6強を観測した阿南市及び海陽町では、建物の倒壊や土砂崩れ、道路や電気等のライフラインが寸断する被害等が多数発生した。

その後、海陽町沖を震源とする余震が発生し、沿岸部には大きな津波が押し寄せて甚大な被害が発生し、徳島

県内の消防力では対応が困難なため、緊急消防援助隊の応援を要請する。

(2) 応援要請等情報伝達訓練、消防応援活動調整本部、警防本部及び指揮支援本部設置運営訓練

地震発生後直ちに、徳島県庁に消防応援活動調整本部を設置するとともに、阿南市（阿南市消防本部）及び海陽町（徳島県立南部防災館）に警防本部及び指揮支援本部を設置し、応援要請等の情報伝達訓練を実施した。また、各会場において、支援情報共有ツール等を活用した応援部隊の配備、ヘリテレ電送システムを活用した災害情報収集、関係機関との調整等を主眼とした図上訓練を、ロールプレイング方式で実施した。

《今後の課題等》

- 応援部隊が効率的かつ効果的に活動ができるように、受援側としての任務の明確化、関係機関との運用調整の検討が必要である。
- 消防応援活動調整本部の運営にあたり、通信の確保が必要である。また、関係機関及び応援部隊に対して、統一した地図の提供等の配慮が必要である。
- 災害情報収集訓練では、関係機関との連携により、安定した画像伝送が実施することができたが、ヘリテレは地形等により、画像伝送範囲に限りがあることから、安定した映像の伝送を可能とするヘリサットシステムへの設備更新への検討が必要である。



消防応援活動調整本部等設置運営訓練（徳島県庁）



(3) 部隊参集訓練及び後方支援活動訓練

迅速出動要綱区分Ⅱにより出動した香川県先遣隊については、ヘリコプターによる部隊投入訓練を実施し、受援消防本部との合同訓練を実施した。愛媛県、高知県及び兵庫県の先遣隊については、解体中の病院施設を活用し、県内応援隊との合同訓練を実施した。

先遣隊を除く緊急消防援助隊については、進出拠点を徳島県消防学校とし、後方支援活動訓練及び夜間訓練を徳島県南部健康運動公園で実施した。

後方支援活動訓練では、無線中継車及び可搬型衛星地球局を活用し、活動報告を実施した。

《今後の課題等》

- 今回の訓練を踏まえて、ヘリベースが運用できない場合の検討を行う必要がある。



無線中継車を活用した活動報告（徳島県南部健康運動公園）

(4) 津波漂流者救出訓練（他機関との連携訓練）

海上自衛隊航空機（固定翼）による津波被害状況調査、海上に停泊中の海上保安庁大型巡視船への防災ヘリによるDMA Tの投入、巡視船内に洋上救護所の設置、各機関のヘリコプター（海上自衛隊・海上保安庁）による海上漂流者の救出及び傷病者の洋上救護所搬送訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 他機関との連絡手段を確保するため、連絡用無線の整



津波漂流者救出訓練（阿南市富岡港）

備など、通信の確保を行う必要がある。

(5) 部隊運用訓練

「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を一部準用し、指揮支援部隊長として北九州市消防局並びに指揮支援隊長として広島市消防局及び岡山市消防局の部隊管理の下、津波による孤立者救出訓練や中高層建物救出訓練、大規模街区及び危険物火災対応訓練など9項目の訓練を実施した。

部隊運用訓練に係る活動指示については、1日目の夜間に実施した活動ミーティングにおいて、災害情報収集活動時に撮影された航空写真及び活動指示書に基づき、指揮支援隊長が行った。

《今後の課題等》

- 無線の輻輳等により連絡調整に支障をきたしたことから、緊急消防援助隊動態情報システムや携帯電話など、多重的な通信の確保が必要である。
- 部隊運用訓練では、消火部隊、救助部隊、救急部隊等、それぞれの部隊に対し任務が課せられることになり、訓練内容によっては限られた部隊での活動を余儀なくされる場合があることから、様々な災害に柔軟な対応ができる隊員の育成が必要である。



夜間訓練（徳島県南部健康運動公園）

4. おわりに

今回の訓練は、北九州市消防局、佐賀広域消防局、兵庫県隊、中国・四国地区各県の緊急消防援助隊62本部108隊、徳島県内応援隊、陸上自衛隊、海上自衛隊、徳島海上保安部、徳島県警察、DMA T、ノイマンドッグスクールその他関係機関の皆様の御協力により、事故なく無事終了できましたことに心から感謝申し上げます。

今後は、本訓練での成果や課題をもとに、受援体制の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 高池
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

神奈川県西部2市5町の消防の広域化

「安心して暮らせる地域づくり」を目指して

神奈川県 小田原市消防本部

小田原市消防本部の概要

小田原市消防本部は神奈川県の西部に位置し小田原市のほか、消防事務を受託している南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町を管轄しています。

丹沢山地をはじめとする美しい山並みを背景に、酒匂川の清流が相模湾へと流れ、緑と水の豊かな足柄平野が形成されています。交通網では、東海道新幹線、東海道本線をはじめ6つの鉄道路線が通り、そのうち5路線が集中する小田原駅を核として各地域が結ばれており、首都圏と中部圏・近畿圏とを結節する主要な拠点となっています。

この地域で暮らす約31万人の住民及び国内外から訪れる多くの人々の生命、身体及び財産を保護するため、管内に1本部、2消防署、2分署、7出張所を配置し、

72台の消防車両と総勢353人の消防職員（平成25年4月1日現在）が災害に即時対応可能な体制で任務にあたっています。

広域化に至る経緯

県西地域における消防の広域化については、昭和48年代には既に具体の検討が行われるなど、この地域が長きにわたり取り組んできた大きな懸案事項の一つでした。こうした中、平成18年6月に消防組織法が一部改正され、全国的な広域化の推進を図るとの方向性が打ち出され、平成19年3月には足柄下郡3町（箱根町、真鶴町、湯河原町）を含めた2市8町により調査研究に着手するなど、広域化に向けての取組みを推進してきました。平成20年3月に神奈川県消防広域化推進計画が策定されたことを受け、新たな協議組織を設置し、広域化の方式や経費負担方法、広域化の効果や財政シミュレーションなど広域化に向けた具体的な協議を重ねた結果、現在の2市5町の枠組みで広域化することで合意されました。その後、平成24年7月に消防事務の委託に関する規約締結式が挙行され、消防の広域化が正式に決定し、平成25年3月31日に「新たな小田原市消防本部」としてスタートしました。

管内図



広域化の効果

広域化の効果としては、まず現場到着時間の短縮があげられます。広域化により、旧管轄区域境を越えて直近の署所からの出動が可能となったことから、当該境付近の地区を中心に大幅な到着時間の短縮が図られました。さらに、初動体制（第1出場）における出場部隊数が広域化前の6隊から10隊に増加したことで、初期の段階で迅速に多くの消防力（人員・車両）を投入することが可



規約締結式

能となり、被害の軽減につながっています。

また、広域化により、管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ広域化と同時に高度救助隊を発足させたほか、財政削減効果を活用し今までは導入できなかった特殊装備を導入することが可能となるなど消防体制が強化されました。

行財政運営の効果としては、目前に迫った消防救急無線のデジタル化に係る整備費用のほか、消防・救急車両の更新等、重複投資の回避など効率的な行財政運営による経費の削減が期待できます。

その他にも、組織規模の拡大により救急救命士の計画



広域化に伴い発足した高度救助隊



広域消防発足式

的養成や部隊等の専門化・高度化、予防体制の強化など様々な効果が期待されています。

広域化による課題と今後の取組

前述したとおり、広域化により一定の運用効果の向上は図られましたが、消防力の重複など、地域によって消防対応力に不均衡が生じていることや、今後の消防職員の大量定年退職に伴う、職員の年齢バランスの不均衡等、職員採用に係る課題があります。

今後、社会情勢の将来的な予測や費用対効果を勘案することはもとより、住民や関係市町の意向も十分に把握しつつ、消防署所の適正配置のあり方を含めて、しっかりと諸課題への対応を図っていきます。

おわりに

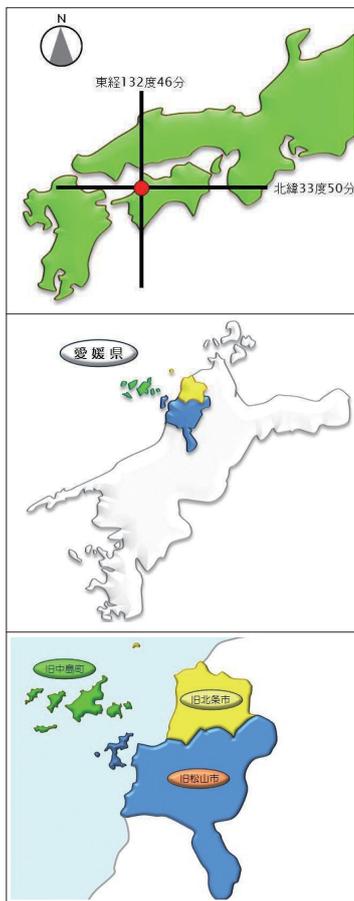
消防の広域化は、住民が安心して暮らせる災害に強い消防体制を実現するための手段（プロセス）にすぎません。広域化からまもなく1年が経過しますが、まだまだ細かい部分で改善していかなければならない課題が山積しています。これからも組織が丸一となり前進を続け、地域住民に信頼される消防体制を構築していきます。

松山市型・消防団員確保への取組

愛媛県 松山市消防団

はじめに

松山市は、愛媛県の中央部にあり、四国山系の霊峰石鎚山やこれにつづく山々に端を発する重信川と石手川により形成された道後平野と、先の市町合併により加わった瀬戸内海国立公園の明媚な9つの有人島からなる中核



都市であり、温暖な瀬戸内海気候に属する比較的穏やかで恵まれた土地柄です。市の中心部には、日本最古の湯である道後温泉が湧きだしています。

松山市消防局は、昭和23年に定数17名の消防本部として発足し、現在では1局（4課）4消防署5支署2出張所、定数458名で消防防災業務を行っており、管轄面積429.06km²、管轄人口514,559人となっています。また、松山市消防団は、昭和22年に警防団から消防団へと改名され、現在では1本部9方面隊41分団、定数2,501名で地域防災の要として活動しています。（平成25年4月1日現在）

女性消防団員及び機能別消防団員 導入の経緯

消防団の業務は、従来の火災消火を主としていましたが、地震や風水害等がひん発、大規模化する昨今において、住民の目が消防団に向けられ期待されるようになり、地域住民が求める消防団の役割が増大しています。災害時はもちろん、平常時においても自らの活動に対する訓練、研修、調査の他、住民への指導、啓発、広報等といった活動の拡大とそれに伴う負担が大きくなっているのが現状です。

一方で、消防団員の被雇用者化や高齢化、過疎化などの影響を受け、団員数が減少していることを重要な問題

と捉え、地域防災はもとより、コミュニティーにも欠かせない消防団を存続させるために、防災業務すべてに関わる伝統ある基本団員の活動の一部を補完することで負担を軽減するとともに、地域防災力の底上げを目的に、職種や年齢、性別を消防団活動に活かした女性消防団員や全国初となる機能別消防団員を採用しました。

女性消防団員及び機能別消防団員の活動

【女性消防団員】

市民に対する防火防災指導、応急手当講習といった普及啓発活動や大規模災害時の避難所運営等の後方支援を担うことで基本団員の負担を軽減するとともに、消防団活動において女性の視点も非常に重要であり、女性らしいきめ細かな気遣いと対応を行うことを主な役割とした。



役割：（平常時） 応急手当の普及啓発、防火防災や団員募集等の広報活動
（災害時） 避難所の運営や応急手当などの後方支援活動

【郵政消防団員】 通称：ファイヤーポストマンチーム

職務上、地域に精通している郵政職員が、大規模災害時には優先情報の収集や適切な避難誘導を担うことで、最前線で活動する基本団員の人員を確保する。



役割：（平常時） 応急手当講習の受講
（災害時） 災害情報の収集や避難誘導

【大学生消防団員】 通称：大学生防災サポーター

若手団員を確保し、消防団活動を充実させるとともに、大学生自身が消防や地域防災に関心を持ち、卒業後は地域の消防団への入団や将来の防災の担い手となることを期待するもの。

役割：(平常時) 応急手当講習の受講、応急手当の普及啓発、防火防災や団員募集等の広報活動

(災害時) 避難所での物資配布や応急手当などの後方支援活動



【事業所消防団員】 通称：ネッツトヨタ瀬戸内チーム、フジファイヤーチーム

被雇用者団員の増加に伴い、事業所に協力を求め、日中の消防団活動に空洞化が生じている地域の分団の日中活動人員を補完することにより強化を図るもの。



役割：(平常時) 所属分団において、放水訓練、応急手当講習の受講

(災害時) 事業所の就業時間である日中限定で、その地域の分団員として火災等の災害に出動

【島嶼部消防団員】 通称：アイランドファイヤーレディース

過疎化、高齢化が著しい島嶼部において、被雇用者団員が不在となる日中に、地域の女性が消火活動や応急手当等を実施することにより強化を図るもの。

役割：(平常時) 所属分団において、放水訓練、応急手当講習の受講

(災害時) 日中に限り、所属分団の災害に出動し、消火活動と応急救護活動



トリー・ビバレッジ・サービスでは「がんばれ消防団」とラッピングした自動販売機を市内10カ所に設置し、売り上げの一部を消防団へ寄付していただいています。

進化する消防団

大規模地震や近年の局地的な豪雨等による災害発生時はもとより、平時における救助事案や障害物の除去が必要な事態に備えるため、平成25年5月に「機動重機消防団」を創設し、地域の消防団員の所有する重機等を活用することで、より迅速な救助活動を行う体制を構築しました。

また、平成25年11月には大学生消防団員「大学生防災サポーター」に愛媛大学吹奏楽団が入団し、全国で初めてとなる機能別消防団員による「松山市消防団音楽隊」を結成しました。これにより、各種の防火防災イベントにおいて音楽を交えた広報や啓発活動を行うとともに、大規模災害時における避難所活動を支援する人員をさらに加えました。



消防団を応援する体制

自分の危険を顧みず、地域の安全安心を守っている消防団員を市全体で応援しようという「まつやま・だん団プロジェクト」を平成24年4月から開始しました。これは顔写真・氏名等を入れたIC機能付カードを消防団員証として全団員に配布し、応援事業所で提示すれば料金割引など特典が受けられるというもので、現在、市内の百貨店や飲食店などの106事業所に応援をいただいています。また、このプロジェクトに賛同いただいたサン

まとめ

本市では、基本団員の確保と充実強化を軸に、機能別消防団員の導入などの様々な対策を講じることで、地域防災力の向上を図っています。しかし、発生が危惧されている南海地震のような大規模災害に対応するためには更なる強化が必要です。今後においても、消防団を核として、市内結成率100%、防災士数全国一である自主防災組織や企業、団体との連携を深め、より一層、地域防災体制を強化してまいります。

火災防ぎょ及び火災調査技術習得訓練を実施

坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部

平成26年1月8日、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部では、解体予定の入西公民館を借用し、火災防ぎょ及び火災調査技術習得訓練を実施しました。

解体予定の建物を利用することにより、夜間を想定し、施設内を暗幕で覆いスモークマシンで濃煙状態を作り、実際に室内へ放水及び援護注水しながらの救助活動訓練を行うことができました。さらに、施設を活用して鎮火後の焼損状況をペイント等で再現し火災原因の特定などを行い、各隊員の調査技術の向上を図りました。



濃煙状態の中で行われた訓練の様子

こども夜回りで火災予防を呼びかける

恵那市消防本部

平成26年1月25日夜、当消防本部は、文化財防火デー（1月26日）に先立ち、国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている岩村町本通りで、住民の防火や防災意識を啓発する「こども夜回り」を実施しました。

恵那市少年消防隊岩村地区の隊員など40人が参加。重伝建地区を、「火事をなくそう岩村町」「戸締まり用心、火の用心」の掛け声とともに拍子木を打ちながら火災予防を呼び掛けました。



恵那市岩村町本通りで行われた子ども夜回り

消防通信 望楼 ぼうろう

国際消防救助隊員及び高度救助隊員研修を実施しました！

枚方寝屋川消防組合消防本部

平成26年2月12日、枚方東消防署において、国際消防救助隊員6名と高度救助隊員15名が、地震災害の想定のもと、中隊指揮体制下での小隊連携活動、高度救助資機材の実践的活用などを目的とした訓練を行いました。隊員たちは実災害をイメージして、それぞれの役割を果たしていました。今後の災害活動に活かしていきます。



国際消防救助隊員と高度救助隊員による訓練の様子

航空機事故消防活動に係る合同研修会を開催

泉州南広域消防本部

平成25年12月10日と12日、平成26年1月21日と22日の4日間、泉州南広域消防本部では、関西国際空港の自衛消防機関である関西国際空港セキュリティ(株)消防部から講師を迎え、同社と合同で「航空機事故消防活動に係る合同研修会」を開催しました。

講義は、航空機の構造等の基礎的なことから消防戦術等の多岐に亘る内容であり、4日間、双方の職員延べ約260人が参加し、航空機災害に対する共通認識を向上させるとともに、同社との円滑な連携及び協力体制をより深めました。



航空機事故消防活動に係る合同研修会の様子

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



違反是正特別講習(第1回)

消防大学校では、平成24年に福山市で発生したホテル火災を踏まえ、平成25年度に違反是正特別講習を新設し、平成25年12月16日から12月20日までの5日間(教育日数：5日間、教育訓練時間：26時間)にわたり実施し、全国34道府県から78名の学生が受講しました。

本講習は、予防行政(業務)の強化・徹底を期するために、消防本部においての査察、違反処理業務に携わる消防司令補以上の階級にある者等に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を習得させることを目的としています。

本講習のカリキュラムは、上記目的に照らし、予防実務に即実践でき、かつ、実効を挙げられるよう、当該業務に必要とされる知見、技術を網羅し、次の5項目に分け授業を企画しました。

1 査察・違反処理の現状と課題、今後の国の動きについて

消防庁予防課違反処理対策官からの講義 2時限

2 査察計画策定時の留意点(危険性の優先順位の考え方)、査察のポイント

横浜市消防局講師からの講義 3時限

3 違反処理事務の一連の流れ、政令市違反処理事例の紹介と解説

東京消防庁及び大阪市消防局講師からの講義 4時限

4 違反処理実習

本校施設を用いた法5条、5条の3、8条及び17条関係違反に対する実習 10時限

5 質疑検討、事例発表

入校前に事前提出させた「違反処理に関する質疑」及び「違反処理で苦慮している案件」に関する意見・情報交換及び発表等 7時限

このように、実習を積極的に取り入れた実践的な内容とし、違反是正・処理の最前線で活動する担当者としての資質の向上も目的として、時代の要求に即した教育訓練を実施しています。

本講習を終えた学生からは、「違反処理の重要性について、講習を受講しているうちに自分でも実施できる、しなければならないと痛感した。」「違反処理に対する今までの認識の甘さを痛感するとともに、自分の意識改革ができたことがとてもよかった。」等の意見が多くなされ、単に知識・技術の付与に留まらず、教育の真の目的である「気付き、気付かせる。」という点からも、多くの受講生に対して、改めて違反是正の必要性とその推進を自らが先鞭をつけて行き、そして「自分たちの代で覚知した違反を次代に申し送ってはならない。」ことの

啓発がなされたものと思われまます。

また、寮生活では、短期間ではありましたが、各学生が寝食を共にし、78名が相互に友好を深めるとともに、予防行政に携わる者同士としての絆を深め、有益なネットワークづくりができました。

今後は、消防大学校で得た知識、技術を十分に発揮して、査察、違反是正・処理業務の一層の推進を図り、地域の安全安心の実現のため、「安全」だから「安心」でできるのだ。そして、その実現に最も寄与しているのは、われわれ予防担当者である。」との自負のもと、更なる活躍が期待されます。



受講風景



質疑検討会



違反処理実習

上級幹部科(第77期)

上級幹部科(第77期)は、1月15日から1月31日までの17日間の日程で消防長、消防署長を中心とした47名の学生を対象に実施しました。

上級幹部としての資質の向上を目的に消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得しました。

座学では、消防庁長官の講話、全国消防長会会長による組織管理者としての役割等についての講話、消防庁幹部による消防行政の現状と課題や最新の消防行政の動向に関する講義を通じて、消防組織の上級幹部として職責の重さを再認識しました。

これらのカリキュラムに加え、危機管理対応、教育技法、身体管理、惨事ストレス対策等組織運営・管理にあたる上での必要な知識を深めるとともに、危機管理広報では各想定シミュレーションの模擬記者会見の体験を通じた報道対応手法等を学び、さらには状況予測型図上訓練、指揮訓練等を体験しました。

特に指揮訓練においては、今後発生が危惧されるといわれる首都直下地震を想定した指揮シミュレーションを体験し、大規模災害時の各都道府県及び被災地消防本部並びに緊急消防援助隊の役割・動きについての各運用要領を再確認しました。

一方、課題研究では、事前に付与した3つのテーマについて各班で熱心に討議し、代表者が発表することで各消防本部が直面している課題について多くの意見が交わされました。

今回の研修を受講して、学生からは「著名な講師陣から貴重な講義を聴講でき、大変参考になった。また、同期として全国の消防関係者と膝を交え肩を寄せ合う関係ができたことも、今後の消防人生において大いなる力と感じた。」「全国の消防幹部職員と交流を持つことができ、有意義な時間を過ごせ、今後の消防人生に非常に役立つ研修であった。」「講義での知識向上も大変有意義でしたが、各消防本部の方と情報交換ができ、今後の業務に活かしていきたい。」等の感想・意見が寄せられました。

消防大学校で修得した幅広く高度な知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、上級の消防幹部として全国各地域において、今後さらなる消防力の充実強化のため活躍されることが期待されます。



通常点検



消防庁危機管理センターでの講義



危機管理広報での模擬記者会見の様子

問い合わせ先

消防庁消防大学校 教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表について (平成26年1月26日～平成26年2月25日)

<消防・救急課、防災情報室、国民保護室>

26.2.21	<u>平成25年度補正予算（第1号）に係る消防庁所管補助金等の交付決定</u>	消防庁は、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び防災情報通信設備整備事業交付金について、2月21日に交付決定を行いました。
---------	---	---

<予防課>

26.2.25	<u>平成26年春季全国火災予防運動の実施</u>	平成26年3月1日（土）から3月7日（金）まで、『平成26年春季全国火災予防運動』が実施されます。
26.2.12	<u>蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集</u>	消防庁は、蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）等の内容について、平成26年2月13日から平成26年3月14日までの間、意見を募集します。
26.2.5	<u>防災品（カーテン）の不適正品の回収について</u>	（公財）日本防災協会から自主回収の対象となる防災カーテンの原反が7品あったとの報告を受けたので、公表しました。

<特殊災害室>

26.2.20	<u>特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）に対する意見募集</u>	消防庁は、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法の一部を改正する件（案）の内容について、平成26年2月21日から平成26年3月22日までの間、意見を募集します。
---------	---	---

<防災課>

26.2.14	<u>防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果</u>	公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、これら施設を対象とした平成24年度末の耐震化進捗状況を確認するため、調査を実施しました。										
26.2.13	<u>「全国消防団大会」の開催</u>	消防庁は、平成26年2月17日（月）12時30分より、日本消防会館「ニッショーホール」において、「全国消防団大会」を執り行いました。										
26.2.7	<u>消防団の装備の基準等の一部改正</u>	消防庁は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が昨年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）及び消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を改正し、公示しました。										
26.2.3	<u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集</u>	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、平成26年2月3日から平成26年2月16日までの間、意見を募集しました。皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。										
26.1.30	<u>第18回防災まちづくり大賞受賞団体の決定</u>	「第18回防災まちづくり大賞」について受賞団体を決定しました。 受賞団体は、15団体で表彰内訳は次のとおりです。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>総務大臣賞</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td>消防庁長官賞</td> <td>4団体</td> </tr> <tr> <td>日本防火・防災協会長賞</td> <td>4団体</td> </tr> <tr> <td>選定委員特別賞</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計15団体</td> </tr> </table>	総務大臣賞	6団体	消防庁長官賞	4団体	日本防火・防災協会長賞	4団体	選定委員特別賞	1団体		計15団体
総務大臣賞	6団体											
消防庁長官賞	4団体											
日本防火・防災協会長賞	4団体											
選定委員特別賞	1団体											
	計15団体											



最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防情 第70号	平成26年2月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	火災報告取扱要領の一部改正について（通知）
消防予 第42号	平成26年2月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について
消防予 第39号	平成26年2月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	表示マークの掲出及び使用開始日等について（通知）
消防消 第29号	平成26年2月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保等の徹底について
消防予 第33号	平成26年2月7日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例（例）の運用について（通知）
消防予 第20号	平成26年1月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進 ②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課 防災課	①消防団活動への理解と協力の呼びかけ ②林野火災の防止	防災課 特殊災害室

少年消防クラブ活動に参加しませんか

防災課

少年消防クラブは、子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身につけることを目的として活動しているクラブです。学校、町内会、消防署、消防団(分団)などの単位で組織されていることが多く、平成25年5月1日現在、日本全国で4,587クラブ、小学生から高校生までの約42万人のクラブ員が活動しています。

少年消防クラブの活動内容は、クラブによって異なりますが、主に以下のような活動が行われています。

(1) 防災マップ作り

クラブ員が自分達の地域を実際に歩き、消火栓の場所や災害時の危険箇所などについて把握し、防災マップを作成することなどを通して、自分達の地域に対する理解を深めています。

(2) 防火パトロールの実施

地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、消防職員・団員等とともに、火災予防運動実施期間や年末を中心に防火パトロールや防火パレードなどの防火広報活動を行っています。

(3) 研究発表、ポスター作成

防火・防災に関する研究発表会を行い、その成果をまとめたレポートや防火ポスター、防火新聞等を校内に展

示したり、各家庭に配布したりして、火災予防や防火・防災意識の高揚に努めています。

(4) 防災訓練等への参加

防災講習会や防災訓練などへの参加、消防署への見学訪問などを通じ、火災の知識や、地震などの自然災害が発生する仕組みを学習したり、消火器などを使った初期消火の方法、ロープワーク、応急手当の方法など

を学んだりしています。

(5) 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館や運動場、キャンプ場などに寝泊まり(避難所体験訓練)し、炊き出し、キャンプファイヤーなど普段できない活動を通して、仲間との連帯感を高めています。

少年消防クラブの活動は、命や暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、地域と関わりを持ち、幅広い年齢層の仲間と交流を深める機会にもなっており、人間形成や地域社会への参加の面でも大変有意義な活動です。

また、昨年の臨時国会において「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、少年消防クラブが初めて法律で明記され、少年消防クラブに対する期待は、ますます高まっています。

消防庁では、毎年、優良少年消防クラブや優良な少年消防クラブ指導者に対する表彰を実施しており、平成24年度は、特に優良なクラブ16団体、優良なクラブ29団体、優良な指導者14名を表彰しました。

また、少年消防クラブ員が、消防の実践的な活動を取り入れた合同訓練等を通じて他の地域の少年消防クラブ員と親交を深める「少年消防クラブ交流会」を開催し、これまでに東日本大会、西日本大会など、全国規模の交流会を実施しております。

身近な生活の中から火災・災害を予防する方法等を学ぶ少年消防クラブに

参加してみませんか。少年消防クラブの活動については、お住まいの近くの消防署や市町村にお問い合わせください。



防火パトロールの様子
(大分県佐伯市 ムササビ少年消防クラブ)
(提供：佐伯市消防本部)



防災マップ作りの様子
(北海道札幌市 東月寒少年消防クラブ)
(提供：札幌市消防局)

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災係 松澤、中村
TEL: 03-5253-7525



一般公開のお知らせ

消防庁 消防大学校・消防研究センター
日本消防検定協会
一般財団法人 消防科学総合センター

消防大学校・消防研究センター、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターでは、平成26年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に当敷地内において試験研究施設を公開するとともに、消防用機械器具・消防防災の科学技術に関する研究の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年4月18日（金）
午前10時から午後4時まで
入場無料
- 2 場 所 消防大学校・消防研究センター
（東京都調布市深大寺東町4-35-3）
日本消防検定協会
（東京都調布市深大寺東町4-35-16）
※（同一敷地内にあります。）

3 公開内容

【消防大学校・消防研究センター】

－石油タンク火災の泡消火実験、大規模災害時の対応支援情報システム、軽油の燃焼実験、可燃性液体火災の消火実験、原因調査室の調査業務の展示、津波被害現場用の消防車両の開発等研究・業務内容の紹介、および消防車両等の展示－

【日本消防検定協会】

－消火器の操作体験、エアゾール式簡易消火具による天ぷら油火災の消火実演、消防用機械器具等の展示と説明等－

【消防科学総合センター】

－消防防災GIS、消防防災博物館、石油コンビナート防災アセスメント、消防力適正配置調査、災害写真データベース等業務内容の紹介－

4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口下車、「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行きバス（6番乗り場）で「消防大学前」下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口下車、「野ヶ谷」行きバス（8番乗り場）で「消防大学前」下車
- (3) 京王線調布駅北口下車、「杏林大学病院」行きバス（14番乗り場）で「東町3丁目」下車、徒歩5分

平成25年度一般公開の様子



泡消火技術の実験



エアゾール式簡易消火具による消火体験



災害写真データベース

問い合わせ先

- 消防研究センター 研究企画室
電話 0422-44-8331（代表）
ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>
- 日本消防検定協会 企画研究部情報管理課
電話 0422-44-7471（代表）
ホームページ <http://www.jfeii.or.jp>
- 一般財団法人 消防科学総合センター 総務課
電話 0422-49-1113（代表）
ホームページ <http://www.isad.or.jp>

制作:一般財団法人日本防火・危機管理促進協会 後援:消防庁 全国消防長会

春の全国火災予防運動
3月1日～3月7日

消すまでは
心の警報ONのまま



有村架純

豊かな街づくりに、
役立つ宝くじ。

宝くじの収益金は、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、いろいろなかたちで、みなさまの暮らしに役立てられています。

日本宝くじ協会
財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。 <http://jla-takarakuji.or.jp/>



消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>